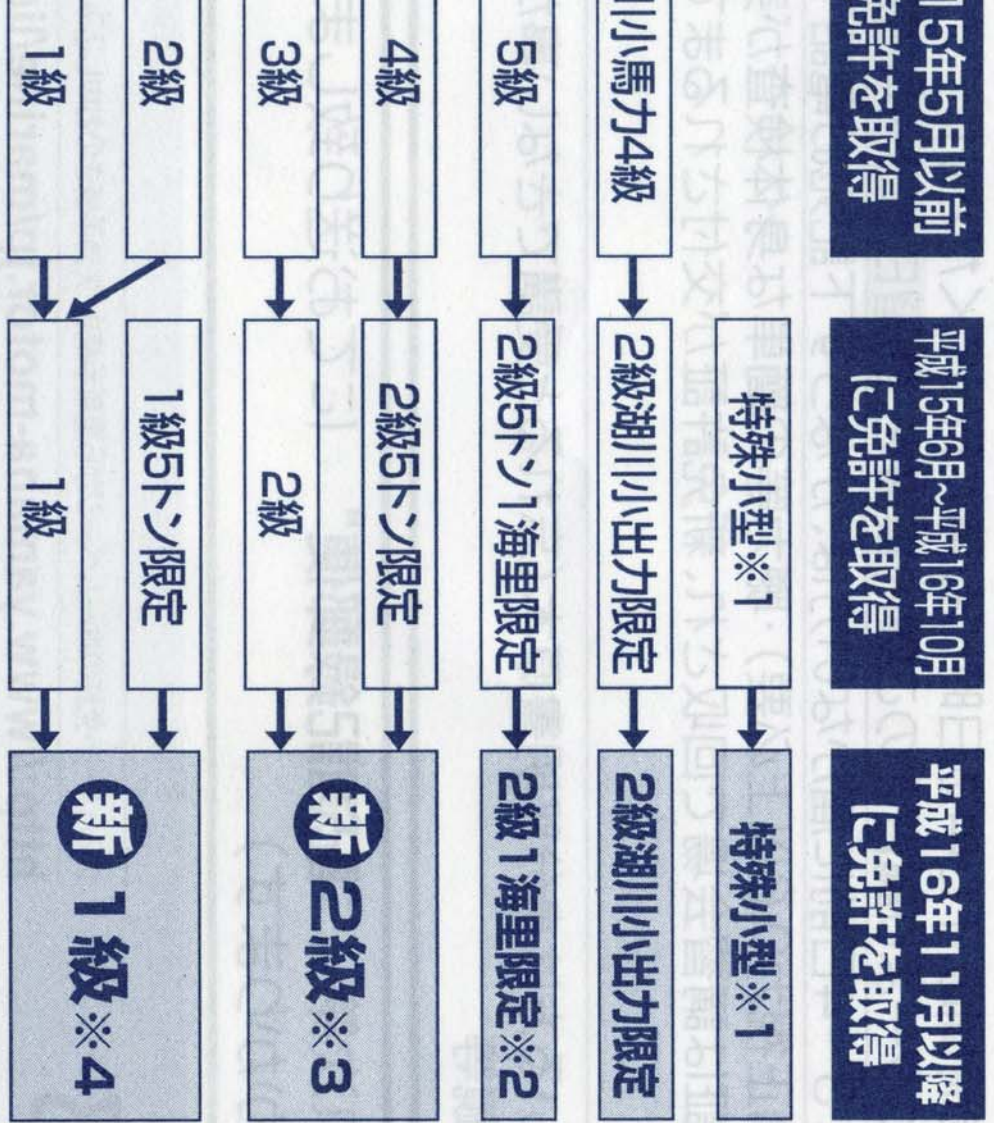


制度改定

H16.11に免許制度改定があり、受講後の新免許証は「1級・2級・特殊」という名称の免許証ができてあ

回の免許更新時に変更となります。



※1:平成15年5月までに1級~5級免許を取得している場合は、新しい免許制度においても特小型(水上オートバイ)免許の資格も同時に有することとなります。

※2:旧5級免許を保有されている場合は、今回改正により操縦できる船舶の大きさは20H未満となりますが、航行区域はボートで1海里水上オートバイは2海里までとなります。

※3:平成16年11月以降の2級免許保有者で、年齢が18歳に満たない場合、満18歳を迎えるまでの期間中は操船可能な船舶の大きさが5H未満に限定されます。

※4:動力船で陸岸より100海里以上出る場合(6級海技士(機関)以上の乗船が必要)。